

事務局側からの素案修正

頁	項目	関係部署	修正前	修正後
35	《取り組みの柱1》 ①一人ひとりの気づきをすすめます	人権同和施策課	P 35 ●話しあいや学習機会の充実 の3つ目の「・」 ・多様な学びの機会を通じて、認知症の人や障害のある人、ひきこもり、外国にルーツのある人、性的マイノリティ、生活困窮者、犯罪から立ち直ろうとする人など、課題や不安を抱える可能性が高い人やその家族に対する地域での理解を促進します。	P 35 ●話しあいや学習機会の充実 の3つ目の「・」について、「犯罪から立ち直ろうとする人」の文言を削除し、下線部を追加。 ・多様な学びの機会を通じて、認知症の人や障害のある人、ひきこもり、外国にルーツのある人、性的マイノリティ、生活困窮者、 <u>矯正施設からの退所者、犯罪による被害を受けた人</u> など、課題や不安を抱える可能性が高い人やその家族に対する地域での理解を促進します。
43	《取り組みの柱3》 ②社会的な孤立による困りごとを防ぎます。	人権同和施策課	P 43 ●寄り添う支援の推進 の2つ目の「・」 ・相談者は、失業や疾病、高齢、障害、多重債務、ひきこもり、犯罪による被害などの課題を複合的に抱えている場合があるので、支援の実施にあたっては、福祉分野だけでなく、地域の関係機関や民間団体、事業者など多様な機関との連携を強化し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。	P 43 ●寄り添う支援の推進 の2つ目の「・」について、下線部を追加。 ・相談者は、失業や疾病、高齢、障害、多重債務、ひきこもり、犯罪による被害、 <u>矯正施設退所後の社会復帰</u> などの課題を複合的に抱えている場合があるので、支援の実施にあたっては、福祉分野だけでなく、地域の関係機関や民間団体、事業者など多様な機関との連携を強化し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
59	《取り組みの柱11》 ①災害への備えや支援あいをすすめます。	高齢者・地域福祉課	P 59 ●要援護者への支援の充実 ・災害時に支援が必要な人の把握を「災害時要援護者登録名簿」等を活用して推進するとともに、災害時に支援する体制をつくるよう、関係機関・団体等と連携して推進します。	P 59について、下線部を変更 ● <u>避難行動要支援者</u> への支援の充実 ・災害時に支援が必要な人の把握を「 <u>避難行動要支援者名簿</u> 」等を活用して推進するとともに、災害時に支援する体制をつくるよう、関係機関・団体等と連携して推進します。
62	《プログラムB》災害時に支援が必要な人を支える取り組み B-①災害時に支援が必要な人の支援体制づくり	高齢者・地域福祉課	P 62 1つ目● ●「災害時要援護者名簿」づくりの取り組みを一層推進し、災害時の避難などに支援が必要な人を的確に把握します。	P 62 B-① 1つ目●について、下線部を変更。 ●「 <u>避難行動要支援者名簿</u> 」づくりの取り組みを一層推進し、災害時の避難などに支援が必要な人を的確に把握します。